

# 院内感染防止対策に関する取組事項

## I. 院内感染対策に関する基本的な考え方

平時からの感染防止対策に加え、感染防止対策部門として感染対策について十分な経験を持つ医師、看護師などの構成員からなる感染防止対策チーム（ICT）の組織によりさらに機動力を発揮して未然に院内感染を防ぐ。

## II. 感染対策に関する取組事項

（構成）	院内感染管理者	副院長・麻酔科部長	
	委員	医師	若 干 名
		看護師	若 干 名

### （院内感染管理者の業務内容）

- ・感染防止対策チーム（ICT）を総括する。

### （ICT の業務内容）

- ・最新のエビデンスに基づき、自施設の実状に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書を作成し、定期的に新しい知見を取り入れ改訂する
- ・職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行う。
- ・少なくとも年4回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加する。
- ・感染対策向上加算1に係る届出を行った他の医療機関が主催する、新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加する。
- ・院内の抗菌薬の適正使用を推進し、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関又は地域の医師会から助言を受け、適切に抗MRSA薬及び広域抗菌薬等が使用されているか確認する。
- ・1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。
- ・院内感染事例、院内感染の発生率に関するサーベイランス等の情報を分析、評価し、効率的な感染対策に役立てる。
- ・院内感染の増加が確認された場合には病棟ラウンドの所見及びサーベイランスデータ等を基に改善策を講じる。
- ・緊急時に地域の医療機関同士が速やかに連携して各医療機関の対応への支援がなされるよう、日常的な相互の協力関係を築くとともに、保健所や地域の医師会と適切な連携体制を構築する。